

## 2 定義

### 【新設】(企業集団が複数ある場合の企業グループ等の判定)

18-1-1 法第 82 条第 2 号イ(定義)に掲げる企業グループ等(同号イ(1)に掲げる会社等に係るものに限る。以下 18-1-4 までにおいて同じ。)とは、同号イ(1)に掲げる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社(同号イに規定する最終親会社をいう。以下 18-1-5 までにおいて同じ。)に係るものをいうのであるから、会社等(同条第 1 号ハに規定する会社等をいう。以下この章において同じ。)が当該会社等に係る企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成していたとしても、当該会社等の支配持分(同条第 9 号に規定する支配持分をいう。)を直接又は間接に有する最終親会社が同条第 1 号イに掲げる計算書類を作成している場合には、当該最終親会社に係る企業集団のみが企業グループ等に該当し、当該会社等に係る企業集団はこれに該当しないことに留意する。

### 【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法 6 の 2)。
- 2 本制度の対象範囲を決定する「特定多国籍企業グループ等」とは、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度において、その総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるものその他これに準ずる一定の多国籍企業グループ等をいうこととされ(法 82 四)、対象範囲の決定に当たっては、多国籍企業グループ等の基となる企業グループ等(法 82 二)を判定することとなる。
- 3 この企業グループ等とは、次に掲げるものをいうこととされている(法 82 二、令 155 の 4)。
  - (1) 次に掲げる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社に係るもの
    - イ 特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等
    - ロ イの計算書類において一定の理由により連結の範囲から除かれる会社等(その企業集団の他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由によりその会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合におけるその会社等に限る。)

ハ イの計算書類が作成されていない企業集団につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従ってその企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等

ニ ハの「作成されることとなる計算書類」において一定の理由により連結の範囲から除かれることとなる会社等（その企業集団の他の会社等がその会社等に係る意思決定機関を支配している場合におけるその会社等に限る。）

(2) 会社等 ((1)に掲げる企業集団に属するものを除く。)のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

4 上記3(1)イに掲げる会社等に係る企業集団に該当するかどうかの判定は、実際に作成されている会社等に係る企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類（以下「連結財務諸表」という。）にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等に係る企業集団に該当するかどうかによることとなるが、例えば、最終親会社である持株会社とその子会社である中間親会社の双方が連結財務諸表を作成している場合など、同じグループ内で複数の連結財務諸表が作成されている場合に、いずれの連結財務諸表に基づき企業グループ等に該当するかどうかの判定を行うのか疑義が生ずる。

この点、企業グループ等とは、最終親会社に係る企業集団をいうこととされているのであるから、複数の連結財務諸表が作成されていたとしても、企業グループ等に該当するかどうかの判定に当たっては、最終親会社に係る企業集団の連結財務諸表に基づき判定を行うこととなる。したがって、この例では、最終親会社である持株会社に係る企業集団のみが企業グループ等に該当し、その子会社である中間親会社に係る企業集団は企業グループ等に該当しないこととなる。

5 このように、本通達では、最終親会社以外の会社等が連結財務諸表を作成していたとしても、最終親会社に係る連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等に係る企業集団のみが企業グループ等に該当し、最終親会社以外の会社等に係る連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等に係る企業集団、いわゆるサブ連結グループは、企業グループ等に該当しないことを留意的に明らかにしている。

6 なお、実際に連結財務諸表を作成していない企業集団であっても、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従ってその企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等に係る企業集団であれば、上記3(1)ハに掲げる会社等に係る企業集団に該当することとされているところ、上記3(1)イに掲げる会社等に係る企業集団と同様に、最終親会社に係る企業集団が企業グループ等に該当するのであるから、上記3(1)ハに掲げる会社等に係る企業集団についても、本通達の取扱いに準じて企業グループ等に該当するかどうかの判定を行うこととなる。